

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	老人福祉センターの利用の許可、使用許可書の交付		
根拠法令及び条項	蓮田市老人福祉センター設置及び管理条例 第8条 蓮田市老人福祉センター設置及び管理条例施行規則 第2条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	<b>【内容】</b> （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） 蓮田市老人福祉センター設置及び管理条例第8条第1項 第8条 センターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 （省略）  蓮田市老人福祉センター設置及び管理条例施行規則第2条 第2条 市長は、蓮田市立老人福祉センター（以下「センター」という。）の使用を許可したときは、使用許可書を交付するものとする。		
審査基準設定年月日	平成9年10月1日	審査基準最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（ 即日 ） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
標準処理期間設定年月日	平成9年10月1日	標準処理期間最終変更年月日	年 月 日
所管部署	健康福祉部 長寿支援課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。